

# 社会福祉法人しゅらの郷福社会 平成27年度 事業計画

## ○ 法人運営

### 1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福社会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### 2 事業運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1)第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

#### (2)公益事業

藤井寺市委託相談支援事業

大阪府委託障がい児等療育支援事業

### 3 本年度の重点施策

#### (1) 新施設の設置

「あゆみの従たる施設」を設置する。

あゆみにおいて利用者数が定員を超過しスペースの狭隘化が進行しているので「従たる施設」を新たに整備する。

#### (2) 虐待防止への取り組みを強化する。

法人全体として虐待の防止に取り組むため「虐待防止委員会」を設置し、組織として虐待が発生しない対応を具体的に行う。

(3)中期事業計画(28年度から4年間)の策定を検討する。

(4)『拠点施設』としての機能の発揮の具体化を検討実施する。

(5)財務管理

- ① 業務の効率化及びコスト削減
- ② 経理事務の適正化
- ③ 契約の透明性の確保

#### 4 理事会・評議員会の開催

(1)理事会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 随時 必要に応じて開催

(2)評議員会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 随時 必要に応じて開催

#### 5 常任委員会の開催

法人事業の基本的施策並びに総合計画案を策定するため、常任委員会を開催する。

#### 6 経営委員会の開催

法人の事業運営の効率・効果的な推進を図るため、原則毎月1回、経営委員会を開催し、事業所間の調整を行う。

### ○ 多機能型事業所「あゆみ」

#### 1 事業運営方針

(1)基本理念

「一人ひとりが尊重され、大切にされる存在である。」、「地域社会において豊かな生活を

営む。」という理念の基、一人ひとりの思いを大切に障害の有無にかかわらず誰もが尊重され、地域で共に生活し働き余暇が楽しめる生活を作り出す。仲間の健康と安全を第一としさまざまな想いをもちそれぞれの想いが、自己実現できるよう共に考え必要な支援を受けながら実践を深め地域社会の中で生活が可能となる社会の実現を目指していく。

## (2)事業内容(現行)

### ①『就労移行支援』 定員 6名 (27年度利用予定数 4名)

一般就労を希望している仲間に対して、生産活動その他の活動を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図り、職場実習・職場探し等を通じ適正に合った職場への就労及び定着を目指す。また、職場定着のため生活面においては、健康の維持管理と自己管理を徹底し、人との関わりを大切に社会の一員としての自覚が持てるよう支援を行う。

### ②『就労継続支援事業B型』 定員 14名 (27年度利用予定数 20名)

仲間が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、就労に向けた知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。また、作業等を通じて日常生活の維持向上を図る。また仲間が自立した生活が営めるように、工賃の水準を高めていく。

### ③『生活介護事業』 定員 20名 (27年度利用予定数 26名)

日常生活及び社会生活を営むことができるように、常時介護等の支援が必要な仲間に対して必要な介護・訓練を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、生産活動を通じて日常生活の維持向上を図る。

## (3)具体的方針

- ① 仲間の健康と安全
- ② 本人の想いに十分な配慮を払い、個々のニーズに合わせた支援を行う。
- ③ 仲間の将来の生活を展望する「目標」に向けて必要な支援を検討し実践していく。
- ④ 地域に開かれた施設として施設行事での地域開放、仲間の地域行事への参加、機関紙を発行し地域への配布、情報の提供に努める。
- ⑤ 他施設間交流を深め支援に繋げる。
- ⑥ 仲間ご家族との協力関係の維持。
- ⑦ 常に自己点検し、仲間の立場に立ったサービスの提供を実践する。

## 2 支援の目標

### (1)仲間の基本的人権の尊重

- ① 障害にかかわらず誰もが人として尊重され、これを侵されることなく保障されるよう努める。
- ② いかなる場合であっても強制的な言動、暴言、体罰、差別的な言動をしない。

③ サービスの提供にあたり障害が重い、軽い等障害程度で仲間を理解するのでなく生活習慣や考え方、一人ひとりの想いを大切に作る。

④ 人格を尊重し、温かで親しみやすい雰囲気をもってユーモアのある会話を心がける。

## (2)健康と安全の確保

常に仲間の健康状態に注意し、健康保持、疾病や事故の防止に備え健康維持、増進に努める。

① 健康診断の実施。(健康診断 1 年に 1 回、歯科検診 1 年に 1 回)

毎月、第1月曜日に嘱託医による仲間の検診を行う。

② 生活への配慮(体重チェック、検診)

③ 感染症、食中毒の発生及び蔓延防止措置・早期発見に努め、保健所と連携し必要に応じ助言、指導等を得る。

④ 空調設備等施設内の適温適湿保持。

## (3) 行動パターンの理解と対応

サポートブックの作成、ルーティーン、TEACCHを取り入れる。

## 3 作業活動の充実と社会的自立

あらゆる面で仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

作業活動においては、細かく作業計画をたて常時安定した仕事が提供できることを目標に作業工程、作業内容 について検討する。仲間自身が、「仕事」としての認識を持ち社会的ルールを体得しつつ達成感を感じられるように努める。

## 4 仲間の支援

個別支援計画を年度当初に本人とご家族に確認し了承を得て、3ヶ月後、6ヶ月後に3者によるモニタリングを実施し、その都度個別支援計画の見直しを行い支援を遂行する。

### (1) 生活支援

仲間のQOLを低下させることなく維持・向上に努め、一人ひとりの想いを大切に僅かな可能性を見落とすことなく潜在能力の開発、育成に努め、情緒的なプログラムを取り入れて、楽しくいきいきと暮らしが出来るよう支援する。

また、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を取り入れて、自己啓発を支援する。

### (2) 作業支援

仲間一人ひとりが、十分に能力が発揮できるよう潜在能力の開発、育成に努め、仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

### ア 農作業

年間農耕計画を立案し、各 2～3 名の班構成により、雑草抜きから畝作り・肥料まき等の

農作業を通じて収穫の喜びを体験する。又、収穫した農産物を地域に販売することは、地域との交流を深めるとともに仲間の励みとなる。今後は、販売拠点を増加させて、仲間の就労意欲をかきたてると共に、大きな喜びを得てもらう。

なにわ伝統野菜の生産もおこない工賃アップにつなげる事とする。

本格的な農産物の生産を目指す為に、農業指導員による技術指導をお願いする。

#### イ 軽作業

業者との信頼関係をより深めることで作業(内職)の定期的な受け入れを確保する。また、軽作業の取り組み方を検討していく。軽作業先の選別を行うと共に、軽作業の内容を検討し効率の高い仕事の受注を増加させる。また、就労訓練と工賃アップを兼ねての施設外就労(授産物の販売等)を推進していく。

#### ウ クラフト(手芸品)

好評を得ている「祝い箸」を継続して製作すると共に、季節感を打ち出した季節商品の製作に取り組むと共に販路を開拓していく。また地元の幼稚園、小中学校、支援学校の卒業式、入学式用コサージュの製作に取り組む。

当法人のホームページを積極的に活用。ホームページ上において、授産製品の紹介を行い、販売をめざす。

#### 授産製品のバザー計画の立案

藤井寺市役所前でのバザーの販売計画(月1回)

道明寺での梅まつり、観音祭り等でのバザー販売計画

道明寺1丁目の従たる施設予定地での販売計画

#### エ アルミ缶リサイクル

地元の津堂地区並びに藤井寺地区と協力して、アルミ缶リサイクルを行う。藤井寺地区においては、運営に協力して下さる施設、商店、学校、個人先等との連携を強化して、アルミ缶リサイクルを行う。

今後は、さらに積極的に他地区にも活動範囲を広げて新規開拓を強化する。

#### (3) 工賃

工賃支払い規程に基づき仲間に工賃を支払う。そして仲間の工賃増加計画を推進し、工賃アップを実施する。

#### (4) 就労支援

就労支援センター等の支援機関の積極的活用及びハローワークとの連携、企業開拓活動を強化して、就労支援を積極的に推進する。またジョブガイダンス、施設外実習へも積極的に参加していく。

#### (5) 食事の提供

昼食については、個々の仲間の健康状態に合わせて、低カロリー食、一口サイズ食、一口おにぎり食、普通食の弁当を外注により提供する。

## 5 避難訓練

仲間の安全確保が最優先であり、平素から火災、地震等不測の事態に対し行動できるように火災場所を想定した避難訓練を2ヶ月に一回行うとともに総合避難訓練を年2回実施する。

## 6 余暇(行事)活動

仲間の意向が、反映できるよう企画段階から仲間がスタッフとして参加し、余暇活動に取り組む。自分の意思で好きな活動に参加できるようその選択肢に関する可能な限りの情報を提供する。施設外での余暇(行事)活動を積極的に取り入れる。生活訓練として、日帰り遠足の実施、また一泊の宿泊訓練を予定(日時、場所等は検討中)それにより、社会生活訓練を行う。

また、他施設間との交流を行い、より多くの人と関わりを広げていく。

## 7 地域交流

- (1) 地域の人々の理解を深めるためには、施設を知ってもらうことが不可欠である。今後、地域生活への移行を展開する上からも地域の連携をより一層深める必要から、地域への積極的な情報の提供や広報活動を進めていく。
- (2) 「あゆみ」の広報誌の定期的発行  
「あゆみ」の活動を紹介する広報誌を発行し 地域や関係団体等に配布する。  
また、地域商店の協力を得て、持ち帰り自由な定置スペースの提供先を開拓する。
- (3) 「あゆみ」が身近で開かれた施設であることを地域の理解を得るために、「あゆみまつり」など施設行事への参加を積極的に呼びかけていく。
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) 各施設連絡会、日中活動系部会、自立支援協議会への参加
- (6) あき缶回収を通じての地域との連携
- (7) 地域行事への参加(月1回、津堂地区の清掃活動の実施)
- (8) 地域の企業との連携を図り、施設外就労先並びに仲間の就職先を確保する。

## 8 緊急時等の対応

危機管理マニュアルに従い、迅速・的確に必要な措置を講じる。

## 9 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置し、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適

切に対応し、問題解決にあたる。また、客観的・公平な立場で対応する第三者委員を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを行う。

## 10 虐待防止

虐待防止の為に、虐待防止マニュアルに沿って、あゆみ内にて、虐待防止委員会を設置する。

## 11 職員研修

職員の資質向上を図るため、計画的に研修を実施していく。

- (1) 外部研修・・・外部で行われる研修に積極的に参加する。また他施設の見学を行う。授産活動内容の見学。
- (2) 内部研修・・・事故防止、虐待防止、ケース検討、メンタルヘルス対策、発達障害への取り組みについての研修。

## 12 「あゆみ事業運営検討部会」

今一度サービスの提供のあり方やサービスの質についての再確認を行うと共に、今後「あゆみ」をどのような方向で事業を運営していくのかを検討していく為に、引き続きあゆみ内に検討部会を置く。

## 13 「あゆみの従たる施設」の設置について(予定)

「あゆみ」においては、利用者数が定員を超過しており(27年4月時点で50人)サービス提供スペースの狭隘化が進行している。その解決の為に「従たる施設」を新たに整備しスペースを広げる。またスペースを広げることにより定員60名(現行40名)を目指す。

設置場所 藤井寺市道明寺1丁目4-35

「従たる施設」設置場所において、就労移行、就労継続B型の事業を検討中。

## ○ヘルパーステーション ウインドミル

### 1 事業運営方針

平成24年度に、利用者が大幅に減少し、運営状態も厳しい状態であったが、平成25年から徐々に利用者が増えている。今年度も利用者確保し、利用者の方が満足していただけるサービス・安心・安全に事故なく支援を行い、より良い支援を行う為に介護計画の見

直し、ヘルパーの指導を行い介護の質の向上に努めていく。また、支援センターその他の関係機関と連携しながら、信頼してもらえるヘルパーステーションを築いていく。

## 2 事業内容

藤井寺市、羽曳野市、松原市を通常の実施地域として次のサービスを提供する。

### (1) 居宅介護・重度訪問介護

利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

- ① 居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ② 身体介護 食事、排せつ、衣類の脱着、入浴、身体の清拭・洗髪等の介護
- ③ 通院介護 通院時の同行介護
- ④ 家事援助 調理、洗濯、住居の清掃、生活必需品の買い物等の家事

### (2) 移動支援事業

障がい者(児)が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援する。

- ① サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ② 銀行、冠婚葬祭、理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③ 映画、プール、遊園地など余暇を楽しむための外出支援

## 3 サービスの質の確保のために

### (1) 計画的な職員研修

ヘルパー等の従業者の資格向上を図り、良質なサービスを提供するために次のとおり研修を実施する。

- ① 現任者研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議・ヘルパー会議
- ② 採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

### (2) 迅速な苦情解決

苦情受付窓口を設置し利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。

### (3) 利用者の人権擁護、虐待防止の仕組み

- ① ヘルパー会議・研修を通して障がい特性を理解し、虐待を防止する。
- ② 一人ひとりの気づきを共有し、風通しの良い職場環境を整備する

### (4) 個人情報の保護

業務上知りえた利用者及びその家族の個人情報については、関係法令等を遵守し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全従業者に徹底する。



## ○ 支援センターしゅらの郷

### 1 障害者(児)相談支援事業(相談支援センターぴんぽん)

従来の指定相談支援事業に加えて、25年4月より藤井寺市委託相談支援事業所として在宅の障害者やその家族に対して相談支援事業を実施していくため、相談支援体制を充実させている。

(1)実施場所 藤井寺市小山1丁目1番1号 エスト・エムビル3階

(2)開所日及び時間

月～金曜日及び月2回程度の土曜日 9:00～17:45

\* 緊急時は携帯にて対応

(3)職員体制

事業管理者(相談支援専門員兼務)1名

相談支援専門員 1名

地域移行推進員 1名

(4)実施事業

#### ① 藤井寺市委託相談支援事業

在宅の障害者やその家族の地域生活に関する相談に応じて、保健・福祉などのサービスが総合的に受けられるように援助する。また、関係機関などと連絡調整をして、障害者の自立や社会参加の促進を図る。

#### ② 指定特定相談支援事業

##### ア 基本相談支援

障害者(児)からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や必要な便宜を供与するなどの支援を行う。

##### イ 計画相談支援

障害者(児)が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

#### ③ 指定障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等ディサービス、保育所等訪問指導)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

#### ④ 指定一般相談支援事業(地域相談支援)

障害者支援施設や病院等に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための相談支援を行う。また居宅において単身で生活している障害者の常時の連絡体制の確保や緊急時の支援を行う。

### 2 大阪府障がい児等療育支援事業(機関支援)

障がい児ならびに障がい者が身近な地域で療育指導および相談等(療育)受けられる療

育体制の充実を図るため、療育等の技術向上等を目的とする人材育成・機関支援を行うことにより、療育等の実施機関の重層的な連携を図る。

### 3 発達障害学習会

- (1) 昨年に引き続きペアレント・トレーニング講座(前期6回・後期6回)、ソーシャルスキル・トレーニング講座(前期6回・後期6回)を実施する。
- (2) 発達検査(WISC-IV・KABC-II・新版K式)を実施する。
- (3) 発達障がい児の野外・宿泊体験によるソーシャルスキル訓練を実施する。(補助金申請中)  
実施場所 神戸

### 4 サマースクール

- (1) 開催目的  
障がいのある児童生徒の夏休み中のレクリエーション、また、長期休暇期間中の保護者の負担の軽減を目的として開催する。同時に、一般の方にボランティア活動を通じて障害児福祉への理解を深めてもらう機会としても企画している。
- (2) 開催日時  
2015年8月6日(木) 予定  
午前10:00～午後4:00
- (3) 開催場所  
藤井寺市立道明寺東小学校 予定  
(体育館・プール・一部教室)
- (4) 対象者  
藤井寺市内在住または通学する障害のある学齢児童生徒  
(小学生～中・高等部生)
- (5) 介助体制  
当法人職員並びに大学生を中心とした市民ボランティア
- (6) 募集人員  
定員 児童20名 ボランティア30～50名

### 5 藤井寺市委託障害児・障害者ふれあい支援事業

- (1) 事業目的  
障害児(者)の日中における活動の場を提供し、また障害児(者)の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図る。
- (2) 実施場所  
藤井寺市市民総合会館 別館3階(301、302、307、308)
- (3) 利用定員  
障害児20名程度 障害者10名程度
- (4) 開所日及び時間

毎週木曜日及び年末年始以外の10:00～20:00

※学校長期休暇期間は、9:00開所とする

※送迎は10:00開始、最終は19:00とする。

## (5)事業内容

### ① 余暇活動の支援

少人数の集団の中で、個々の障害の特性及び認知特性を考慮したプログラムを取り入れ、グループ活動を提供する。学齢期・成人期それぞれに合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を通して異世代交流を図る。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個別に応じたグループ活動を提供する。利用者がほっとできる憩いの場であり、楽しめる場である。趣味活動など興味の幅をひろげ、個々の生活の質を向上できるように支援する。

#### ア 創作活動

ぬり絵、折り紙、工作、絵画、編み物などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つける。また、これらの活動(微細運動)から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるにする。

#### イ 各種教室

書道、水墨画、茶道、手芸教室を開き、環境設定、障害特性、認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行う。

#### ウ 運動

ダンス、リズム体操、平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし仲間との関わりを深めていく。また、道具や補助具を工夫して誰もが「できる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出す。

#### エ レクリエーション

音楽レクリエーション、ビデオ鑑賞、音楽鑑賞、さいころゲーム、トランプ、オセロ、将棋、卓球、風船バレー、ボーリング、TVゲーム、カラオケなどの活動を通じて、利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにする。また、ミニ運動会、ボーリング大会、テーブル卓球大会、カラオケ大会を行う。

#### オ 感覚統合

触覚を刺激する遊び(ボールプール、積み木、ドミノ倒し、粘土など)、前庭覚を刺激する遊び(平衡感覚遊び、タオルブランコ、バルーンなど)を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促す。

#### カ 療育、療法

SST(ソーシャルスキル・トレーニング)、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援する。

#### キ 施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援する。

## ② 相談支援、療育支援

障害児(者)と保護者に対しての相談支援・家族支援・療育支援を行う。また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供する。それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていく。

## (6)利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して送迎サービスを実施する。

## (7)地域との交流

障害者理解の促進とノーマライゼーションを目指し、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深める。また、クリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設ける。

## (8)ボランティアの受け入れ

随時ボランティアを受け入れる体制を整え、障害福祉への興味・関心を深めていく。

# ○ 新しい事業所「<sup>りんどう</sup>鈴藤」

## 1 共同生活介護事業(グループホーム)の運営

昨年の10月から共同生活介護事業(グループホーム)を開始。  
共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の日常生活上の支援を行っている。

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 事業所設置場所 | 藤井寺市小山1丁目1-1 エスト・エムビルの2階と3階 |
| (2) 室数      | 10室(入居者10人)                 |
| (3) 開設日     | 平成26年10月1日                  |

## 2 短期入所事業の実施

室数は3室。

共同生活介護施設(グループホーム)と併設的に行う。

短期間の入所を必要とする障害者につき、施設に短期間の入所をさせて入浴、排泄、及び食事の介護その他の必要な支援を行う。